

イラスト&図解

会社と役員の 取引をめぐる税金 Q&A



公益社団法人 米子法人会

目次

I 会社と役員をめぐる基礎知識

- Q1** 会社と役員との取引はなぜ問題となるのですか？ 4
- Q2** 税務は同族会社に厳しいって本当ですか？ 6
- Q3** 税務上の役員の範囲は広いのですか？ 8
- Q4** 役員に給与を支払う場合の注意点は？ 10
- Q5** 使用人兼務役員になるためには？ 12

II 役員給与の損金算入

- Q6** 税法上損金算入となる役員給与とは？ 14
- Q7** 期中に役員給与を増額することができますか？ 16
- Q8** 期中に役員給与を減額することができますか？ 18



Ⅲ 会社と役員との間の取引

Q 9	社長の業務外の経費を会社が負担したら？	20
Q10	社内の人だけの飲食費は交際費になるの？	22
Q11	役員に生命保険をかけるときの注意点は？	24
Q12	社長の土地を会社に売却する場合の注意点は？	26
Q13	会社の土地を社長に売却する場合の注意点は？	28
Q14	相続で取得した自社株を会社に譲渡する場合の税金は？	30
Q15	社長が会社に金銭や建物を貸す場合の注意点は？	32
Q16	会社が社長に金銭を貸す場合の注意点は？	34
Q17	社長の土地を会社が借りる場合の注意点は？	36
Q18	役員の社宅家賃の適正額はいくぐらい？	38
コラム	事業承継	40



社長（代表取締役）



妻（取締役）

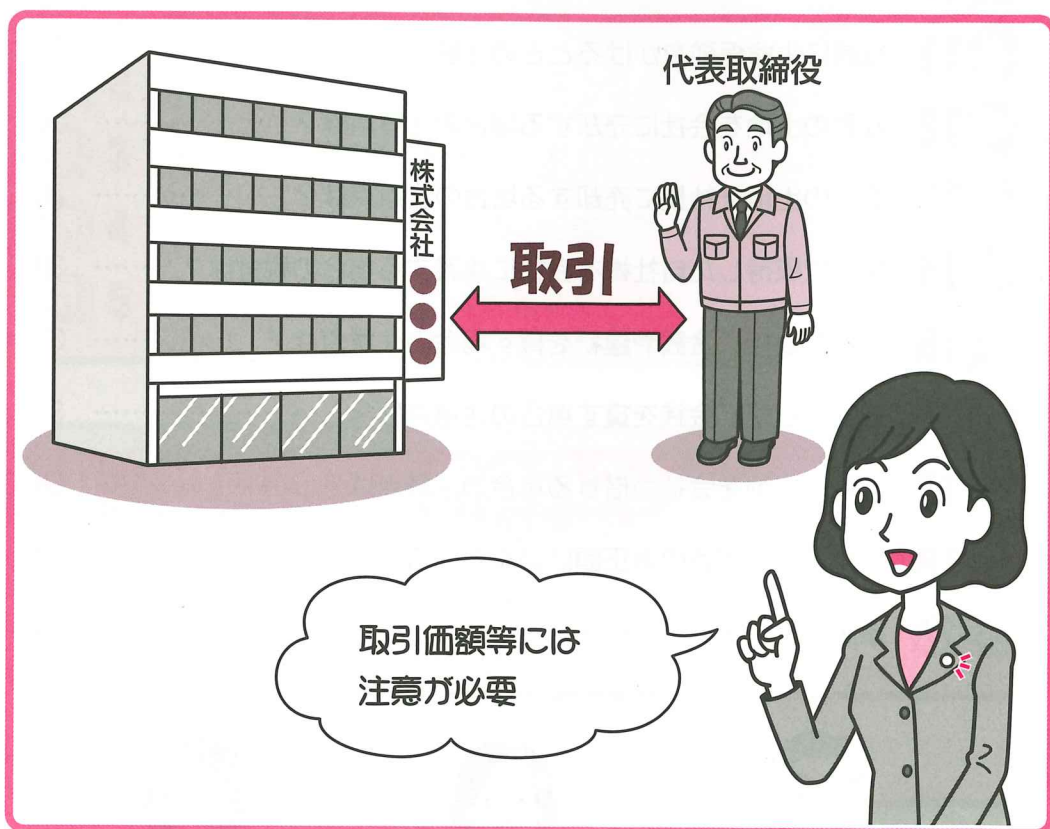


税理士

（注）本冊子の内容は、令和7年1月1日現在の法令等及び「令和7年度税制改正の大綱」（令和6年12月27日閣議決定）に基づいています。

Q1 会社と役員との取引はなぜ問題となるのですか？

A オーナー会社においては、一族の役員との間の取引について、取引内容等を自由に決めて所得調整をしたり、会社に資金を留保して株主の所得税課税を回避するなど、税務上問題となるケースがいろいろと生じます。



ポイント

- ・オーナー会社と役員間の取引については、税務上のトラブルが発生しやすいので注意が必要。
- ・オーナー（株主）一族が株式の多くを所有する会社を税務上「同族会社」と呼び（詳細な定義はQ2参照）、税務上特別な取扱いが設けられている。